

岐阜県救急医療研究会事業実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、岐阜県救急医療研究会会則（以下「会則」という。）第3条に掲げる事業（以下「講演会等という。」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 2 講演会等は、次のとおりとする。
 - (1) 講演会
 - (2) 症例研究発表会
 - (3) 医療技術研究会
 - (4) ACLS研修
 - (5) JPTEC研修
 - (6) ISLS/PSLS研修
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、その他総会又は役員会において必要と認められた教育及び研究

(実施計画)

- 3 講演会等は、総会又は役員会において承認を受け実施するものとする。

(会場及び開催日)

- 4 講演会等は、代表世話人が指定する日時及び場所により開催するものとする。

(経費)

- 5 講演会等の実施に要する費用は、会則第27条第1項の収入をもって充てる。

(結果の整理及び報告)

- 6 講演会等を実施したときは、その経過を整理し、役員会に報告するものとする。

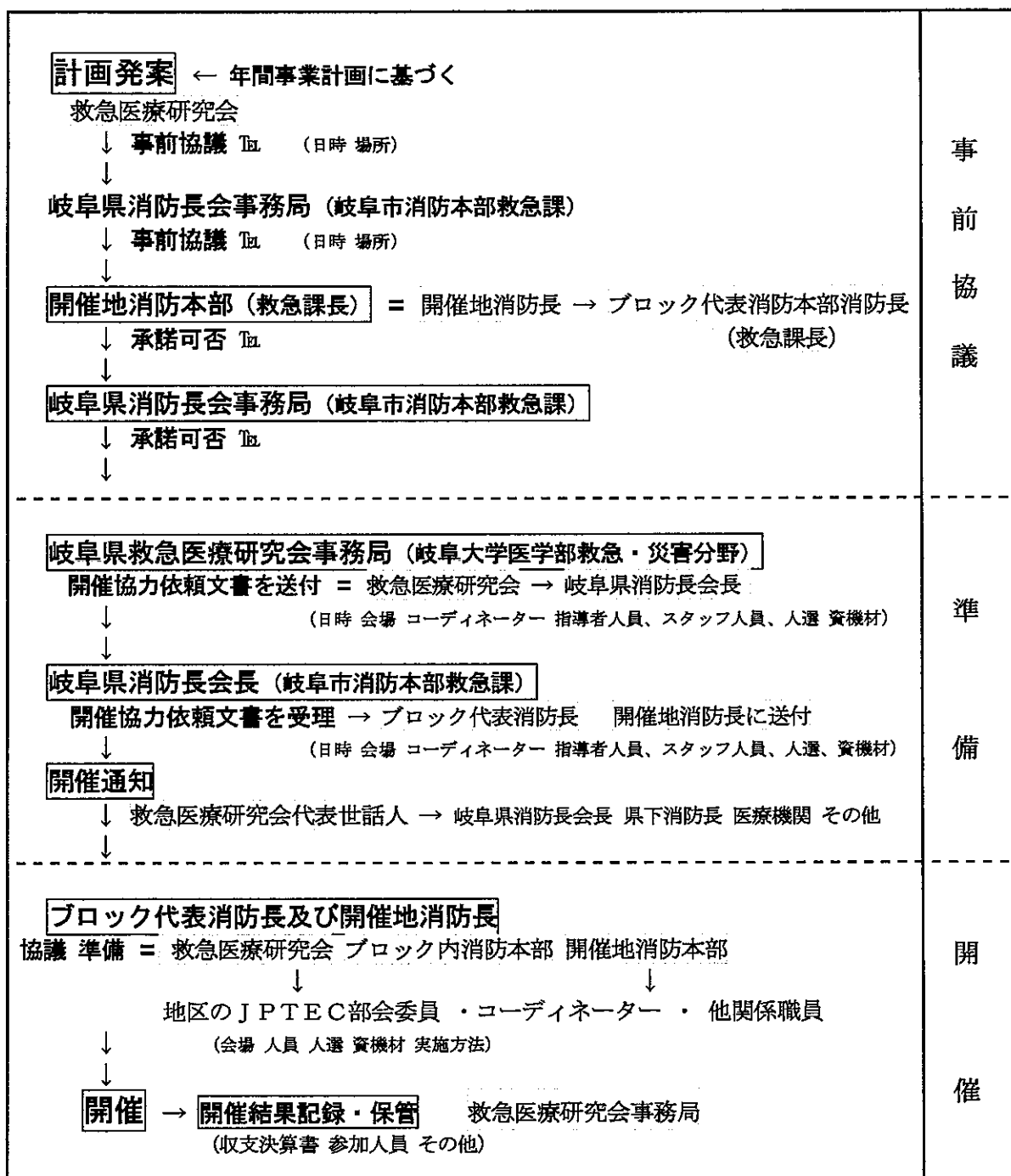
附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月10日から施行する。

岐阜県救急医療研究会主催JPTEC等の開催手順



※ ACLS、ISLS/PSLS等についても、この手順に準じて行なう